

木更津市グリーン購入調達方針



持続可能な開発目標 (SDGs : Sustainable Development Goals)

貧困や不平等・格差、気候変動などのさまざまな問題を根本的に解決することを目指す、世界共通の17の目標（2015年9月の国連サミットで採択）



12 つくる責任つかう責任

持続可能な方法で生産し、消費する取り組みをすすめていこう

★グリーン購入もSDGs実現のための取り組みの1つです！

木更津市役所 環境部 環境政策課

目次

1 目的.....	1
2 対象範囲.....	1
3 基本的考え方.....	2
4 推進方法.....	2
5 適用時期.....	3
別紙1 木更津市グリーン購入特定調達品目等及び調達目標.....	4
1 紙類.....	5
2 文具類.....	6
3 オフィス家具等.....	10
4 OA機器(画像機器等).....	11
5 OA機器(電子計算機等).....	12
6 OA機器(オフィス機器等).....	13
7 携帯電話等.....	14
8 家電製品.....	15
9 エアコン等.....	16
10 温水器等.....	17
11 照明.....	18
12 自動車.....	19
13 消火器.....	21
14 制服・作業服.....	22
15 インテリア・寝装寝具.....	23
16 作業手袋.....	24
17 その他の繊維製品.....	25
18 設備.....	26
19 災害備蓄用品.....	27
20 公共工事.....	28
21-1 役務(印刷[外部発注]).....	31
21-2 役務(印刷以外).....	35
22 ごみ袋等.....	36
23 食材・食品.....	37
24 日用品・雑貨等.....	38
参考(環境ラベル一覧).....	39
別紙2 グリーン購入の選定フロー.....	43
別紙3 グリーン購入実績集計表.....	44

木更津市グリーン購入調達方針

市民の生活や経済等に気候変動や異常気象による影響がますます深刻化するなか、世界共通の目標として、2015年にSDGs(持続可能な開発目標)とパリ協定(長期削減目標)が採択されました。

SDGsでは目標12「持続可能な生産消費形態を確保する」において、ターゲット12.7「国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。」が位置付けられており、日本では目標達成の指標として国等の機関のグリーン購入が位置付けられています。

また、気候変動対策の観点では、パリ協定の発効に基づき、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)が改定され、「その利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用」を推進することが定められています。

なお、日本国内では、製品やサービス等の調達という側面において、循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)において再生品の使用の促進について言及されているほか、第5次環境基本計画(平成30年4月閣議決定)では重点戦略①「持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築」においてグリーン購入が求められています。グリーン購入の取り組みは国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。)が平成13年4月に施行されて以降、地方公共団体においても法に基づく取り組みが期待されています。

このため、地球温暖化を中心とした社会的課題の解決には、消費と生産のあり方を見直し、経済社会のあり方そのものを環境負荷の少ない持続的な発展が可能なものに変革していくことが不可欠です。

このような状況を踏まえ、本市のあらゆる行政事務事業活動において、グリーン購入を効果的に推進していくため、木更津市グリーン購入調達方針を定めます。

1 目的

グリーン購入法で規定する環境負荷の低減に資する物品等(以下「環境物品等」という。)の調達を推進を図るための方針を定め、木更津市におけるグリーン購入の一層の推進を図ることで、本市の行政事務事業活動から生じる環境負荷の低減を図り、持続可能な社会の形成に資することを目的とします。

2 対象範囲

市のすべての機関が行う物品又はサービス(以下「物品等」という。)の調達とします。ただし、指定管理者施設については、方針の趣旨を踏まえ、グリーン購入の推進に努めるものとします。

3 基本的考え方

市では環境物品等を優先的に調達することにより、これらの市場の形成や開発の促進、また、地域経済における需要の転換を促すことで、持続可能な循環型社会の形成を図ります。

また、物品等の調達に当たっては、調達の必要性和適正な調達数量について検討を行い、業務上やむを得ない理由がある場合を除き、以下の基本的な考え方に則り、環境物品等を優先して調達するものとします。

- (1) 環境汚染物質の使用や放出が削減されていること。
- (2) 資源やエネルギーの消費量が削減されていること。
- (3) 長期間の使用や再使用が可能であること。
- (4) 有効なリサイクルが可能であること。
- (5) 廃棄時の処理・処分が容易になるような配慮がなされていること。

4 推進方法

(1) 特定調達品目及び調達目標

特定調達品目は、グリーン購入法の基本方針に基づく特定調達品目のほか、本市独自品目になります。

調達目標は、分類別に設定し、木更津市環境基本計画改定時に調達実績を踏まえ、見直しを行うものとします。

なお、令和5年度～令和6年度は、参考となる調達実績がないことから、「70%」若しくは「できる限り配慮する」とします。

・「木更津市グリーン購入特定調達品目及び調達目標」…別紙 1(P4)

(2) 判断基準

環境省の「グリーン購入の調達者の手引き」を参考に本市独自の基準を設定しています。

(3) 各課等におけるグリーン購入の取組み

「木更津市庁内地球温暖化対策推進会議設置要綱」に基づく地球温暖化対策推進員は、調達目標を定めた特定調達品目に該当する物品等を調達しようとする際は、入札条件等にこれらを明示する等の方法により優先的に購入するものとします。

・「グリーン購入の選定フロー」…別紙2(P45)

(4) 調達実績の把握等

ア 地球温暖化対策推進員は、毎年度事務局(環境政策課)の依頼により、前年度の実績を集計し、事務局に報告するものとします。

・「グリーン購入実績集計表」…別紙3(P46)

イ 事務局は、調達実績をとりまとめ、木更津市庁内地球温暖化対策推進会議に報告するものとします。

ウ 木更津市庁内地球温暖化対策推進会議は、報告に基づき評価を行い、必要に応じて目標や取組み内容等の見直しを行います。

エ 本方針、調達目標及び調達実績については、市のホームページ等において公表します。

5 適用時期

本方針は、令和5年4月1日から適用します。